

令和6年度下関市職員採用試験案内

初級職 消防吏員

《主な変更点》

- ・第1次試験の教養試験を廃止し、職務基礎能力試験（BEST-A）に変更します。

受付期間	令和6年7月1日（月）8時30分～令和6年8月9日（金） <u>16時00分</u> （受信有効）
第1次試験	令和6年9月22日（日）
第2次試験	令和6年10月下旬
最終合格発表	令和6年11月中旬
採用予定日	令和7年4月1日

1 試験区分、採用予定数及び受験資格

試験区分	採用予定数	受験資格
初級消防	5名程度	<p>(1) 救急救命士の資格を有する者 平成12年4月2日～平成17年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和7年3月卒業見込みの者（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）</p> <p>(2) 救急救命士の資格を有しない者 平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和7年3月卒業見込みの者（「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。）</p>

※上級職の受験資格を有する者（最終学校が大学・大学院等となる者）は受験できません。

上記に定めるほか、次のいずれにも該当すること。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 身体健全で、職務遂行に支障のない身体的状態である者

■主な業務内容等

消火・救急・救助等の警防業務、火災予防業務、その他防火指導等の消防業務全般を行います。
業務の内容によって、隔日勤務又は毎日勤務となります。

2 欠格条項

次の各号の一に該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下関市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 欠格条項に該当することが判明した場合は合格が無効となります。

また、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

3 試験日時・場所及び試験の方法・内容等

(1) 第1次試験

日時 ・ 場所	試験の方法 ・ 内容	
令和6年9月22日(日) 午前9時集合	職務基礎 能力試験 (BEST-A) ※1	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 <1時間>
下関市消防訓練センター (下関市秋根西町一丁目5-10)	体力検査 ※2	握力ほか総合的な体力検査を行います。 <約2時間>

※1 基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

※2 運動のできる服装、運動靴(室内用)を準備してください。熱中症対策として飲料水等を準備してください。

(2) 試験結果の通知

第1次試験の結果については、下関市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

なお、合格者には文書で通知します。

(3) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施します)

日時 ・ 場所	試験の方法 ・ 内容	
第1次試験合格通知の際にお知らせします。	面接	個別面接を行います。
	集団討論	与えられた課題について集団討論を行います。
	作文	課題を与えます。 <1時間>
	身体検査	医療機関で受診した健康診断書の提出を求めます。

4 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和7年4月1日以降に採用されます。

なお、入庁日までに採用要件（受験資格）を満たさない場合、採用は無効となります。

(2) 採用後の条件

下関市内に居住すること

(3) 初任給（給料）

初級職 …… 高校卒 166,600円

注1）初任給は、給与改定等により増減することがあります。また、各人の経歴等によって異なります。

注2）給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

5 受験手続

(1) 申込方法

インターネットによる申込み（電子申請）を行ってください。

※手続き方法等の詳細は、下関市ホームページを確認してください。

(2) 受付期間

令和6年7月1日（月）8時30分 から 令和6年8月9日（金）16時00分まで（受信有効）

(3) 他の職種との併願について

同一日程で実施される、下関市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。

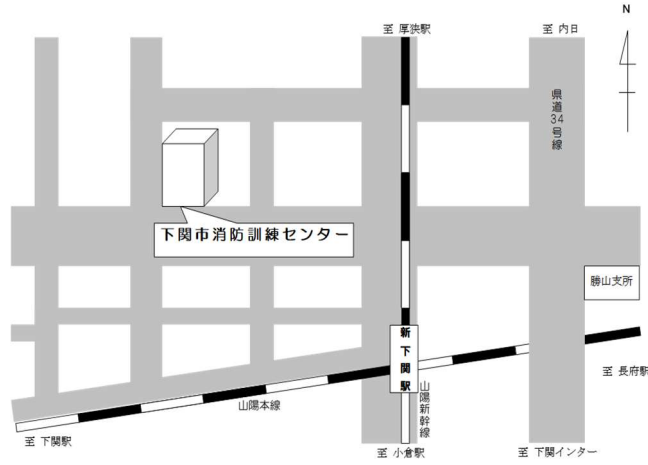
6 試験結果の提供

採用試験の結果については、口頭による提供の申出をすることができます。

申出ができるのは本人に限られます。電話等での申出では提供できませんので、受験者本人が、受験票、運転免許証などの本人であることが証明できる書類を持参のうえ、消防局総務課（消防局2階）へ直接おいでください。

試験	提供の申出ができる者	提供内容	提供期間
第1次試験	受験者本人	第1次試験の得点及び順位	合格発表日（※）から令和7年3月31日まで
第2次試験		第2次試験の得点及び順位	※第1次試験の合格者への提供は、第2次試験の合格発表日以降になります。

第1次試験会場案内



○JR 新下関駅から徒歩約4分

※駐車場はありませんので、必ず公共交通機関
をご利用ください。

下関市消防局 総務課
〒750-0014 下関市岬之町17-1(消防局2階)
電話 (083)233-9111
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/saiyo/>

